

令和元年度 先導的官民連携支援事業（第2次）

募集要領

(応募受付期間)

令和元年5月15日(水)～7月5日(金)14:00 必着

(応募申請先、事前相談及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館3階
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 貴田、長谷川、柴田

TEL：03-5253-8111（内線 24224、24218、24226）

FAX：03-5253-1548

電子メール：hqt-PPP_PFI@ml.mlit.go.jp

令和元年5月

国土交通省 総合政策局

I. 先導的官民連携支援事業の概要

1. 目的

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）、未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）、PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 30 年改訂版）（平成 30 年 6 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）等を踏まえ、財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策等の課題に取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めるため、新たな官民連携事業に係る具体的な案件の形成等を推進しています。

そのため、「先導的官民連携支援事業」では、地方公共団体等に対し、調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的としています。

2. 支援事業の仕組み

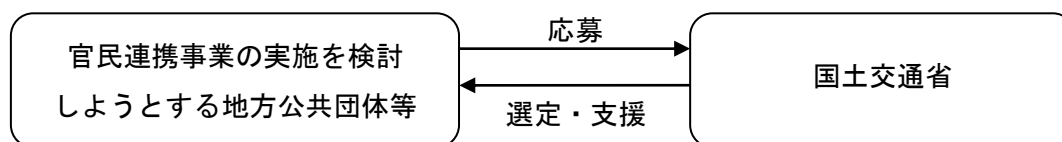
2. 1 対象機関

官民連携事業（民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業）を実施しようとする地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体または公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）を対象とします。

2. 2 先導的官民連携支援事業の支援スキーム

地方公共団体等の長は、自らが管理者である（または自らが管理者となる予定の）国土交通省所管の公共施設等について、官民連携事業の実施を検討しようとする場合に、国土交通省に対して応募します。

国土交通省は、事業実施による効果等を勘案して、補助対象事業を選定し、補助金の交付を行います。



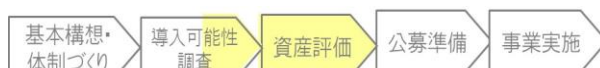
2. 3 支援類型

(イ) 事業手法検討支援型



事業のスキーム・手法や対象施設の種類の、調査の進め方、公共空間の活用方法等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査費用を支援します。これにより、支援を受けられた地方公共団体等での案件形成を促進するとともに、先導的な官民連携事業手法等の確立や普及を期待するものです。

(ロ) 情報整備支援型



公共施設等運営権事業（コンセッション）など具体的な PPP/PFI 手法が想定されている事業を対象とし、官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査費用を支援します。これにより、支援を受けられた地方公共団体等での案件形成を促進するとともに、今後の導入が見込まれる他の地方公共団体等に対するモデルとなることを期待するものです。

2. 4 補助対象経費

補助の対象となるのは、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）です。

なお、以下の経費は補助対象経費に一切含まれませんので、ご注意ください。

（注）申請内容に関連する調査を別途予定し、又は現に行っている場合は予め相談ください。

- ・ 事業主体に係る経費（人件費等）等、調査委託以外の経費
- ・ 本事業以外に、他の補助金等の支援も受ける事業は、当該支援に係る経費

2. 5 補助率

「事業手法検討支援型」及び「情報整備支援型」ともに全額国費による定額補助とします。

ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率 1/2 とします。

2. 6 補助限度額

補助金の 1 件当たりの上限は、「事業手法検討支援型」及び「情報整備支援型」ともに 20,000 千円です。

ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、原則 10,000 千円を上限とします。

なお、交付される補助金の額については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応募申請額に対して調整して決定させていただくことがあります。

本事業の補助対象とならない経費及び補助限度額を超える経費については、本事業以外の、他の補助金等の支援を受けても差し支えありません。

2. 7 対象事業

2. 7. 1 共通要件

補助の対象は、国土交通省の所管する分野における官民連携事業^{*}であり、かつ、以下の要件を満たすものとします。

^{*}公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行う事業。

【官民連携事業の類型に係る要件】

以下のいずれかの類型に該当するものとする。

- I：公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業
- II：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI 事業
- III：公的不動産の有効活用を図る PPP 事業
- IV：その他の PPP/PFI 事業

【重点推進分野に係る要件】

国土交通省の令和元年度予算の全体方針（令和元年度予算の概要（国土交通省））を踏まえ、以下のいずれかの類型に該当するものとする。

- A：国民の安全・安心の確保
 - ・将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進に資する事業 等
- B：豊かな暮らしの礎となる地域づくり
 - ・スマートシティの形成などコンパクト・プラス・ネットワークの推進による持続可能な地域づくりや、個性・活力のある地域の形成、人生 100 年時代等に対応した居住環境の整備に資する事業 等
- C：力強く持続的な経済成長の実現
 - ・ストック効果を重視した社会資本整備の戦略的な推進や、観光先進国の実現 等
- D：被災地の復旧・復興
 - ・東日本大震災からの復興・創生や大規模自然災害からの復旧・復興に資する事業

【調査開始以降の実施・協力体制に係る要件】

以下のすべての項目について体制構築及び協力の意向があるものとする。

- 民間事業者との対話や、地方公共団体等での意思決定、議会での審議や住民との協議、所管省庁との調整等、調査成果の活用等が、具体的に予定されていること（公開／非公開は問わない）。
- 調査実施にあたっては、支援事業終了後も引き続き官民連携の推進が図られるよう持続可能な庁内の連携体制づくりに取り組むものとする（例えば、PPP/PFI 専門部局がある場合は、事業担当部局と PPP/PFI 専門部局が連携しながら検討を進めるなどの取組が考えられる）。
- 事業が採択された場合は、先導事例として調査結果の横展開を図るため、地方公共団体等において、以下に挙げる項目に対応する用意があること。
 - ・調査報告書の国土交通省 HP での公開
 - ・調査報告書に対する外部からの問い合わせの記録及び国土交通省への報告
 - ・国土交通省が実施する官民連携に関する調査又は情報収集等への協力
 - ・ブロックプラットフォームの活動への協力¹⁾
- 調査終了後から事業化に至るまでの期間において、事業化に向けての進捗状況、課題等について、毎年実施するフォローアップ調査²⁾に協力すること。なお、調査実施後において、事業を断念、中止すると判断された場合においては、その原因を整理し、報告すること。

1) ブロックプラットフォームは、地方ブロックごとに PPP/PFI に関するセミナー・シンポジウム等を開催する取組。協力内容としては、セミナー等における調査結果の発表、首長意見交換会への首長の参加等を想定している。

2) フォローアップ調査の一環として、PPP/PFI の専門家による報告書の審査を行うことがある。

2. 7. 2 情報整備支援型に係る要件

共通要件に加えて、次の2つの要件を満たすものとします。

【事業スキーム等】

公共施設等運営権事業（コンセッション）や BT0、BOT、BOO 等の、具体的な官民連携事業のスキームを前提とした検討であること。

【検討の進め方等】

下記 i ~ iv の情報を利用又は加工し、資産評価や収益施設併設の判断、設備

の拡張・新設等の事業性の判断、リスク分析等、及びそれらを踏まえた VFM 計算或いは運営権対価の算定等に係る業務であること。法令等上、或いは業務上必要となる基礎的な情報（例：資産台帳や工事履歴、予算・決算資料等）の収集・整備を主たる目的とする業務を対象とするものではありません。

（注）下記の分類は便宜的なものであり、地方公共団体等が独自に整理・分類した上で応募することを妨げるものではありません。

i：収支・財務情報

（収入・支出、資産・負債、補助金の有無、資金調達コスト等に関する情報）

ii：利用状況・整備情報

（施設利用の現況値や将来予測値、競合施設に係る情報、それらを踏まえた施設の拡張・新設・更新等の計画に関する情報）

iii：収益性関連情報

（公共空間の利用規制の有無、余剰容積率、テナントとの個別契約内容や権利関係等に関する情報）

iv：リスク関連情報

（公共施設の修繕履歴や劣化診断結果、中長期経営計画やその算定方法等に関する情報）

2. 8 その他

1つの応募主体から、複数の案件を提出していただいても構いません。ただし、原則として「**事業手法検討支援型**」及び「**情報整備支援型**」への同一案件の同時応募はできません。

また、いずれの事業も、今後の導入が見込まれる他の地方公共団体等に対するモデルとなる事例の蓄積を目的としていることから、業務の実施や報告書の作成等にあたり、情報提供や調整等をお願いすることがあり得ますので、予めご了承下さい。

Ⅱ．助成対象事業主体の選定について

1. 選定方法

先導的官民連携支援事業の補助対象事業は、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省総合政策局長が選定します。

2. 選定基準

先導的官民連携支援事業の助成対象主体の選定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

○要件審査

【官民連携事業のスキームに係る要件】

官民連携事業のスキームとして、コンセッション又はコンセッションにつながる可能性の高い事業（収益型事業、包括的民間委託等）を優位に評価します。なお、既に類似のコンセッションが実施されている分野の事業手法を検討する場合は、既存のコンセッションと異なる点を評価します。

【重点推進分野に係る要件】

重点推進分野に係る要件に該当した上で、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）、未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）、PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）（平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定）等の国の基本方針に沿った事業を優位に評価します。

○内容審査 下記の5つの項目に基づいて内容を審査します。

- (1) 事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等にモデル性があるものや、団体内のノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含むなど調査の進め方自体にモデル性があるもの、公共空間に斬新な施設や機能を導入しようとするものなど、事業内容、調査内容について先例が乏しく他の地方公共団体等のモデルとなるものを優位に評価します。（先導性）
- (2) 事業内容、調査内容が、官民連携事業のボトルネックの解消に寄与し他の小規模の地方公共団体等のモデルとなって、今後の官民連携事業の

- 普及促進に高い効果が期待されるものを優位に評価します。(汎用性)
- (3) 事業内容が、国、地方公共団体等の上位計画等に沿い、その実現に貢献するものを優位に評価します。(妥当性)
 - (4) 事業実施にあたって障害となる重大な制約がなく、事業の内容や予定箇所等が具体的であること等により、案件の形成が着実に進むことが期待されるものを優位に評価します。特に、支援後3年以内の事業化が期待できるものを優位に評価します。(実現可能性)
 - (5) 調査内容が適切かつ具体的であり、調査による事業化の促進効果が見込まれるものを優位に評価します。(有効性)

Ⅲ. 応募申請、交付申請等について

1. 応募申請について

○ 留意事項（重要）

- ・ 補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載して、以下の宛先まで郵送して下さい。また、応募申請書のうち様式1～5及び参考資料は、電子データを以下の宛先までメールにて送付して下さい。

(注) 様式1～5についてはPDF化せず、元の形式のまま送付して下さい。

- ・ 応募に際しては、調査内容が本事業の趣旨・要件に沿っているか等を確認していただくため、事前にご相談いただくことをお勧めします。

○ 提出先及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館3階

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 貴田、長谷川、柴田

TEL：03-5253-8111（内線24224、24218、24226）

電子メール：hqt-PPP_PFI@ml.mlit.go.jp

○ 応募受付期間

令和元年5月15日(水) ～ 7月5日(金) 14:00 必着

- ・ また、過年度の調査報告について社会資本整備政策課のHPにて掲載しておりますので事前にご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tkl_000014.html

○ 応募申請書等

【応募申請書】

<（イ/ロ共通）応募申請書>

- ・ 応募申請書

(注) 地方公共団体等の長の捺印が必要です。ただし、氏名を自筆で記載される場合は捺印不要です。

(注) 応募申請書は郵送して下さい。

< (イ) 事業手法検討支援型に係る様式 >

- ・様式イ-1 : 案件概要
- ・様式イ-2 : 調査主体等について
- ・様式イ-3 : 調査内容について
- ・様式イ-4 : 調査フロー
- ・様式イ-5 : 補助金要望額等

< (ロ) 情報整備支援型に係る様式 >

- ・様式ロ-1 : 案件概要
- ・様式ロ-2 : 調査主体等について
- ・様式ロ-3 : 調査内容について
- ・様式ロ-4 : 調査フロー
- ・様式ロ-5 : 補助金要望額等

【(イ/ロ共通) 参考資料】

- ・様式イ-5 又は 様式ロ-5 の金額の根拠となる参考見積り (必須)
- ・様式1～5の記載内容を補足する資料 (任意)

2. 問い合わせ等について

選定にあたり、必要に応じて、応募者に対し事業内容についての問い合わせや追加資料提出等の対応をお願いする場合があります。

3. 選定後の交付申請等について

助成対象事業主体に選定された場合は、速やかに交付申請書を国土交通省総合政策局社会資本整備政策課宛に提出して下さい。なお、交付申請等の手続きの詳細については、「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」をご参照下さい。

IV. 留意点

本補助金の活用に際しては、下記の事項の他、補助金等に係る予算の適正化に関する法律および補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意下さい。

(事業の実施及び事業内容の変更)

事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(実績報告)

事業主体は補助事業を完了後、実績報告および調査検討内容をまとめた報告書等を提出しなければなりません。報告書等の形式・体裁等については、別添の報告書フォーマットの記載事項に留意してください。

(事業の実施後)

事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払い領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

事業完了後に、本事業による検討結果を公表させていただきます。

(その他)

本事業における調査検討内容をまとめた報告書等に個人情報等が含まれる場合は、その取扱いに十分ご注意下さい。

必要があると判断された場合、事業中止または事業後に補助事業に係る報告等を求めることや、関係者の事業聴取、事業成果の発表をしていただく場合があります。

本事業は官民連携事業の導入や実施に向けた事前調査を対象とするものであり、当該官民連携事業を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き（事業評価、補助金の申請等を含む）や関係機関との調整等を事業主体が自ら行う必要があります。

以上